農業生産工程管理推進事業交付金交付要綱

制　　定　平成 30 年 4 月 1 日 29 生産第 2351 号

（通則）

第１　農業生産工程管理推進事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱（平成 30 年４月１日付け 29 生産第 2347 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年６月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年６月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年６月 20 日農林水産省告示第 881 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２　交付金は、我が国の国際水準ＧＡＰの実施及び認証取得の拡大が加速的に進展するよう、都道府県が行うＧＡＰ指導体制の構築及びＧＡＰ認証の取得拡大の取組を支援することを目的とする。

（交付の対象及び交付金）

第３　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第３第４項の事業実施主体（以下「都道府県」という。）が行う農業生産工程管理推進事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

２　交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

（申請手続）

第４　交付規則第２条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第１号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする都道府県は、交付申請書正副２部を地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出しなければならない。

（交付申請書の提出期限）

第５　交付規則第２条の大臣が定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第６　地方農政局長は、第４の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のう

え、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県に対しその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第７　都道府県は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長に提出しなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第８　都道府県は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第２号による変更等承認申請書正副２部を地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第９に規定する軽微な変更を除く。

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第９に規定する軽微な変更を除く。

（３）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　地方農政局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第９　交付規則第３条第１号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第 10　都道府県は、交付事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類正副２部を地方農政局長に提出し、その指示受けなければならない。

（概算払）

第 11　都道府県は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとするときは、別記様式第３号の概算払請求書正副２部を地方農政局長及び官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に行うものとする。

（状況報告）

第 12　都道府県は、交付事業の交付決定に係る年度の第３・四半期の末日現在において、別記様式第４号により事業遂行状況報告書正副２部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長に提出しなければならない。ただし、別記様式第５号の概算払請求書兼遂行状況報告書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

２　前項に規定する時期のほか、地方農政局長は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第 13　交付規則第６条第１項の別に定める実績報告書は、別記様式第６号のとおりとし、都道府県は、交付事業を完了したときは、その日から１箇月を経過した日又は翌年度の４月 10 日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の６月 10 日）までに、実績報告書正副２部を 地方農政局長に提出しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第 14　地方農政局長は、第 13 の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県に通知するものとする。

２　地方農政局長は、都道府県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

３　前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第 15　地方農政局長は、第８第１項第３号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第６の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

（１）都道府県が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長の処分若しくは指示に違反した場合

（２）都道府県が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

（３）都道府県が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

（４）交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　地方農政局長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　地方農政局長は、第１項第１号から第３号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 14 第３項の規定を準用する。

（交付金の経理）

第 16　都道府県は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　都道府県は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物

を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

（交付金調書）

第 17　都道府県は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第７号による交付金調書を作成しておかなければならない。

別　表

区　分	経　費	交 付 率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1　農業生産工程管理推進事業交付金	都道府県が実施要綱に基づいて行う事業に係る次に掲げる経費 1　GAP指導体制の構築 2　GAP認証の取得拡大	定額 ただし、生産局長が別に定める場合にあっては、別に定める額とする。	経費の欄に掲げる1と2の経費の相互間における30%を超える増減	1　交付金の増 2　交付金の 30%を超える減

別記様式　第１号（第４関係）

平成○○年度　農業生産工程管理推進事業交付金交付申請書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　氏　　名　印

平成○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農業生産工程管理推進事業交付金交付要綱第４の規定に基づき、○○○○○○○円の交付を申請する。

記

１　事業の目的
２　事業の内容及び計画
３　経費の配分及び負担区分

区　　分	交付事業に要する経費（A＋B）	負担区分		備　　考
		国庫補助金（A）	その他（B）	
	円	円	円	
合　　計				

（注）区分の欄は、別表の経費の欄の区分を記載する。

４　事業の完了予定年月日

5　収支予算

（1）収入の部

区　　分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備　考
			増	減	
1　交　付　金 2　都　道　府　県 （地方債 一般財源 その他）	円	円	円	円	
合　　計					

（2）支出の部

区　　分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備　考
			増	減	
	円	円	円	円	
合　　計					

（注）区分の欄は、別表の経費の欄の区分を記載する。

6　予算議決（又は予算議決予定）年月日

7　添付書類

申請の際には次の書類を添付すること。なお、事業実施計画書に添付したものから変更がない場合には省略することができる。

・外部に委託する場合には、その委託契約書案

・事業費の積算根拠となる資料。

・その他交付決定者が必要とする資料

別記様式　第２号（第８第１項関係）

平成○○年度　農業生産工程管理推進事業交付金変更等承認申請書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　殿
（北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　　氏　　名　印

平成○○年○○月○○日付け○○第○○○号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、農業生産工程管理推進事業交付金交付要綱第８第１項の規定に基づき申請する。

記

（注１）記の記載要領は、別記様式第１号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の場合」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

（注２）添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式　第３号（第 11 関係）

平成○○年度農業生産工程管理推進事業交付金概算払請求書（第○四半期）

番　　号
年 月 日

○○○農政局長　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

官署支出官　○○農政局○○○　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所総務管理官、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局総務部長）

都道府県知事　　氏　　名　印

平成○○年○○月○○日付け○○第○○○号で交付金の交付決定通知のあったこの事業について、農業生産工程管理推進事業交付金交付要綱第 11 の規定に基づき、下記により金○○円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成○○年○○月○○日　現在

区　分	交付事業に要する経費	(A) 交付金額	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-(B)-(C) 残　高		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	○月○日迄予定出来高	金額	○月○日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
合　計										

（注）　事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式　第４号（第 12 第１項関係）

平成○○年度農業生産工程管理推進事業交付金遂行状況報告書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　　氏　　名　印

平成○○年○○月○○日付け○○第○○○号をもって交付金の交付決定通知があった事業について、農業生産工程管理推進事業交付金交付要綱第 12 第１項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

平成○○年○○月○○日　現在

区　分	総事業費	事　業　の　遂　行　状　況				備　　考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事 業 完 了 予定年月日	
	円	円	%	円		
合　計						

（注）１　区分の欄には、別記様式第１号の記の「経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
２　「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式　第５号（第 12 第１項関係）

平成○○年度農業生産工程管理推進事業交付金の概算払請求書兼遂行状況報告書

番　　号
年 月 日

○○○農政局長　殿
（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

官署支出官　○○農政局○○○　殿
（北海道にあっては北海道農政事務所総務管理官、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局総務部長）

都道府県知事　　氏　　名　印

平成○○年○○月○○日付け○○第○○○号をもって交付決定通知のあった、この事業について、金○○円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて農業生産工程管理推進事業交付金交付要綱第 12 第１項の規定に基づき、平成○○年○○月○○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

平成○○年○○月○○日　現在

区　分	交付事業に要する経費	(A) 交付金額	(B) 既受領額		遂行状況報告	(C) 今回請求額		(A)-(B)-(C) 残　高		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	○年○月末日の出来高	金額	○月○日迄予定出来高	金額	○月○日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
合　計											

（注）１　事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
　　２　事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式　第６号（第 13 関係）

平成○○年度　農業生産工程管理推進事業交付金実績報告書

番　　号

年　月　日

○○農政局長　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　　氏　　名　印

平成○○年○○月○○日付け○○第○○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い下記のとおり事業を実施したので、農業生産工程管理推進事業交付金交付要綱第 13 の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として農業生産工程管理推進事業交付金○○○円の交付を請求する。

記

農業生産工程管理推進事業交付金　　○○○○○円

（注）

１　事業の実績が、交付申請の内容と同等の場合には、「なお、事業の実績内容は、交付申請の内容と同等であった。」旨記載し、事業実施計画書の添付は省略すること。

２　軽微な変更があった場合には、補助金の交付決定を受けた事業実施計画書の写しに変更箇所を加筆修正し添付すること。

３　支援対象者に助成金等を交付している場合にあっては、事業実施計画書の事業費積算の備考欄に、支援対象者に助成金の交付を完了した年月日を記載すること。

４　添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書及び確認のための資料（例：契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。

別記様式　第７号（第 17 関係）

平成　　年度
農林水産省所管

農業生産工程管理推進事業交付金調書

国			都道府県名										備　考
			歳　　入			歳　　出							
交付金事業名	交付決定の額	交　付率	科　目	予　算現　額	収　入済　額	科　目	予　算現　額	うち国庫交付金相当額	支　出済　額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

（注）１　「交付金事業名」欄には、農業生産工程管理推進事業交付金交付要綱第３の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載するほか、当該交付金に要する経費の配分を記載すること。
２　「科目」の欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に記載した経費に対応する都道府県の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
３　「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
４　「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。